

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 特定の協同組合等の法人税率の特例 |
| 2 | 対象税目 | ① 政策評価の対象税目 (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義) |
| | | ② 上記以外の税目 |
| 3 | 内容 | 《制度の概要》 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(消費生活協同組合が含まれる。)について、各事業年度の所得に対する法人税の額は19%とされているが、租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する一定の協同組合(消費生活協同組合等が含まれる。以下「大規模協同組合」という。)の所得のうち10億円を超える金額については、税率を22%とする。 (平成11年度改正より前は、大規模協同組合の所得のうち10億円を超える金額に係る特例税率は30%であった。) |
| | | 《関係条項》 法人税法第66条第3項、租税特別措置法第68条第1項 |
| 4 | 担当部局 | 社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度～30年度 |
| 6 | 創設年度及び改正経緯 | 創設年度 平成11年 |
| 7 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 8 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民の生活の安定と生活文化の向上を期する 《政策目的の根拠》 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号) |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。 施策目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。 |

| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>消費生活協同組合は組合員の生活の文化的経済的改善向上を目的とする非営利の相互扶助組織であり、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組み(過疎地への配達、高齢者の見守り、子育て支援等)も行っている。</p> <p>これらの事業活動を推進するために、財政基盤の安定・強化を図り、地域社会への貢献、相互扶助組織としての社会的・公共的取組の持続的な実施を確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>法人税率の軽減により、協同組合の財政基盤の安定・強化が図られ、地域社会への貢献等、公益的取組を継続的に実施することが可能となる。</p> | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------------------|---|--------|--------|--------|--------|-----|----|----|----|--------|-------|-------|-------|
| 9 | 有効性等 | ① 適用数 | (消費生活協同組合等) 全国の消費生活協同組合等数 895(平成29年度末) | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 適用額 | — | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 減収額 | — | | | | | | | | | | | | |
| | | ④ 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>全国の消費生活協同組合数等は減少傾向にある(平成23年度末:963⇒平成29年度末:895)中で、主に宅配事業を行う組合が自治体と協定を締結し、事業と一体的に行っている高齢者見守り協定の締結自治体数は継続的に増大しており、組合による社会的・公益的な取組が継続的に行われており、国民生活の安定、生活文化の向上が図られている。</p> <p>○高齢者見守り協定締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>90</td> <td>84</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>締結自治体数</td> <td>1,386</td> <td>1,446</td> <td>1,687</td> </tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>軽減税率の適用により、組合の財政基盤の安定化が図られることで、高齢者の見守り等の社会的・公益的な取組を継続的に実施することができていると考える。</p> | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 組合数 | 90 | 84 | 88 | 締結自治体数 | 1,386 | 1,446 | 1,687 |
| | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | | | | | | | | |
| 組合数 | 90 | 84 | 88 | | | | | | | | | | | | |
| 締結自治体数 | 1,386 | 1,446 | 1,687 | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 税収減を是認する理由等 | <p>消費生活協同組合等は、利用者である地域住民自らが組織する自主自立の「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。</p> <p>補助金等による助成ではなく税負担の軽減措置の継続により、組合の自立的な運営が確保されつつ、安定的な財政基盤が確保され、ひいては、組合事業と一体的に取り組んでいる「高齢者等の見守り支援」等の社会貢献活動の充実を図ることができる。</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| 10 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 消費生活協同組合等は、消費者である地域住民と自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的する」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的な役割を果たし続けるためには、安定的な財政基盤の確保が重要である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 消費生活協同組合等の経営安定化のための助成、補助金等はない。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 消費生活協同組合等は、組合員のニーズのみならず地域社会のニーズに取り組む相互扶助組織として、食育、子育て支援、福祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支援等の協定といった公共的な役割を果たしており、各地方公共団体における地域福祉の充実に貢献している存在である。 |
| 11 | 有識者の見解 | — | |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 | — | |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成 26 年 8 月 | |